

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成24年10月30日京都市条例第9号）（文化市民局市民生活部くらし安全推進課）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年8月1日法律第53号）の施行により，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されることに伴い，規定を整備することとしました。

この条例は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年8月1日法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年10月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 9 号

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例

京都市暴力団排除条例の一部を次のとおり改正する。

第4条中「法第32条の2第1項」を「法第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（文化市民局市民生活部くらし安全推進課）